

平成30年 第4回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成30年4月6日（金）午後2時15分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 議案事項		
	<p>議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について</p> <p>議案第4号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届 2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届 3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届</p> <p>報告第1号 1 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)</p> <p>報告第2号 開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p>		
	日程第3 その他		
出席委員	7名	※ 番号は議席番号	
	1番 齊藤 孝一	2番 佐藤 進蔵	

	3 番 園田 喜久男	4 番 恒松 直之
	5 番 星野 賢一	6 番 久保 賢一
	7 番 浜川 和久	
出席職員	事務局長 宮森 久住 補佐 吉田 悠子 主任 木元 佳子	
	午後 2 時 15 分 開会	
局 長	<p>それでは、只今より平成 30 年第 4 回別府市農業委員会総会を開会いたします 本日の総会の出席委員数は 7 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えています ので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告 申し上げます。</p> <p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をして いただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださ るようお願いします。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>	
会 長	<p>それでは、本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせ ていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方か ら指名いたしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせ ていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>	
議 長	<p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思 ひますが、よろしいでしょうか。</p>	
各委員	異議なし。	

<p>議 長</p>	<p>ご異議がないようでありますので、5番 星野委員、6番 久保委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」が2件、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」が1件、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」が2件、議案第4号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」で、「農地法第3条の3の規定による届」が1件、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が1件</p> <p>「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が8件、報告第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による賃貸借権の解約受理について」（合意解約）が2件、最後に報告第2号「開発行為事前協議申入れ等に対する協議結果の報告について」が6件、それから、その他となっております。</p> <p>それでは、議案第1号の1及び2の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」事務局より一括説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第1号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>それでは、申請番号1番より説明いたします。</p> <p>申請番号1（新規）</p> <p>利用権を設定するもの 別府市山の口△組 ○○○○</p> <p>利用権を受けるものは、別府市南立石生目町△組△ ○○○○</p> <p>区分 農用地区域、</p> <p>利用権を設定する土地は、大字東山字宮ノ本△番△ 田（田）△m² 外1筆、合計△m²</p> <p>利用権の種類は賃借権、利用方法は水稻栽培として</p>

期間は、2018年4月6日から2023年4月5日まで支払い方法は直接支払です。
利用権を設定する理由、設定する者は、高齢により、耕作困難なため。
受ける者、認定農業者として、新規に農地を借り受け規模拡大を図りたい。

申請番号2（新規）

利用権を設定するもの 別府市東山△区△組 ○○○○

利用権を受けるものは、別府市枝郷△組 ○○○○

区分 農用地区域、

利用権を設定する土地は、大字東山字平原△番△ 田（田）△m² 外5筆、
合計△m²

利用権の種類は賃借権、利用方法は水稻花き栽培として

期間は、2018年4月6日から2023年4月5日まで支払い方法は直接支払です。

利用権を設定する理由、設定する者、利用権の設定者の希望により、引き続
き貸付けいたしたい。

受ける者、園芸作物を申請地に定植しているため、引き続き借受けいたした
い。

会 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号の1について、何かご意見はございませんか。

委 員

意見なし

議 長

別にご異議もないようですので、議案第1号の1「農業経営基盤強化促進法第
18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」は、承認すること
に決定いたしました。

次に、議案第1号の2について、何かご意見はございませんか。

委 員

異議なし。

議 長	<p>別にご異議もないようですので、議案第 1 号の 2「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について審議についてです。</p> <p>番号 1 番 申請人の住所・氏名 譲渡人 宇佐市大字上時枝△番地 ○○○○、職業○○ 譲受人 別府市石垣東△丁目△番△号 ○○○○、職業○○</p> <p>土地の区分は、大字浜脇は調整区域・大字内成は農用地区域内農用地です。 届出の土地は、大字浜脇字陰平△番 田 (畑) △㎡ 外 1 筆 計△㎡ 場所は、大字浜脇が△△組、大字内成が△△組です。</p> <p>譲受人の経営状況 自作面積は、有りません。世帯構成はお 1 人です。 申請の事由は譲受人、遠距離であり、高齢・病気のため、農地の耕作・管理が出来ないので売却します。</p> <p>譲受人、元々この土地は○○家の土地であり、私が嫁いでからは仕事の休みの日は除草や耕作を手伝い、畑仕事をしていた。退職後はこの土地を大事にして、自給自足の生活をするために購入したい。</p> <p>本件は平成 27 年に家族の土地を○○にて手放した一部で、ご本人も大変愛着のある土地であるとのこと。営農計画書をお配りしておりますが、申請地には大根、白菜、胡瓜、かぼす、茄子、人参、ブロッコリーなどを作付し、農作業は息子さんと実の弟夫婦が手伝うとのこと。現在は囑託で○○をして、2 年後に退職するので、年金と購入した農地にて、自給自足の生活をする予定との事でございます。申請に関しては 2 月 15 日の農地農業相談のとおり新規就農の相談を園田・齊藤両委員さんにして頂き、地元の安部憲次委員にも、営農計</p>

	<p>画書についてご相談をしてらっしゃいます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第2号について、ご意見がございましたらお願いいたします。何かご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>意見なし</p>
議 長	<p>別にご異議もないようですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」事務局より一括説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について</p> <p>番号1番</p> <p>譲渡人 別府市石垣東△丁目△番△号 ○○○○ 成年後見人○○○○、職業○○</p> <p>譲受人 別府市大字南立石△番地の△ ○○○○、職業○○</p> <p>土地の区分は、市街化調整区域</p> <p>届出の土地は、大字鶴見字祓川△番△ 田(畑) △㎡</p> <p>場所は通称、小倉△組△ ○○から南へ△m附近です。</p> <p>施設の概要は、太陽光発電所用地として太陽光パネル△枚、パワーコンディショナ△台等を設置する △㎡ 転用の時期は許可あり次第、</p> <p>理由譲渡人 農地として、長い間守り続けたが、高齢となり、段差や勾配の大きいこの土地で耕作することが困難となったため売り渡したい。</p> <p>譲受人 申請地は、閑静な集落のはずれにあり、周辺への影響もなく、日光を遮断する障害物もありません。太陽光発電は国が推奨する再生可能エネルギーであるので、今般発電所用地として譲り受けたい。</p> <p>番号2番</p>

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字南立石△番地の△ ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化調整区域

届出の土地は、大字鶴見字祓川△番△ 田(畑) △㎡

場所は通称、小倉△組△ ○○から南へ△m附近です。

施設の概要は、太陽光発電所用地として太陽光パネル△枚、パワーコンディショナ△台等を設置する △㎡ 転用の時期は許可あり次第、

理由譲渡人 農この地域に長年住み、長い間守り続けたが、高齢となり、段差や勾配の大きいこの土地で耕作することが困難となったため売り渡したい。

譲受人 申請地は、閑静な集落のはずれにあり、周辺への影響もなく、日光を遮断する障害物也没有。太陽光発電は国が推奨する再生可能エネルギーであるので、今般発電所用地として譲り受けたい。

この案件は都市化第2種農地であり、△ページと△ページの番号△の案件と同施設です。面積は合わせて△㎡であり、別府市の宅地造成許可と水利組合の承諾を受けています。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

議案第3号の1について、何かご意見はございませんか。

いつも言うように、太陽光の場合は1・2年は浸透していいのですが、時間が経つと表面を流れるのですが、確認したところ水利組合の承諾書を頂いております。ことを追加しておきます。

委員

意見なし

議長

別にご異議もないようですので、議案第3号の1「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」は、承認することに決定いたします。

次に、議案第3号の2について、何かご意見はございませんか。

委員	意見なし
議長	<p>別にご異議もないようですので、議案第3号の2「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてのうち、1の「農地法第3条の3の規定による届」、2の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」、3の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」について、事務局より一括説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届です。</p> <p>番号1番 申請人 別府市大字鶴見△番地 持分10分の6 ○○○○外1名、土地の区分は、市街化区域</p> <p>届出の土地は、石垣西△丁目△番△ 畑（畑）△㎡</p> <p>場所は石垣西△丁目△番、○○から南へ△m付近です。</p> <p>権利の取得日は平成30年3月9日、事由は相続により所有権を取得しました。あっせん希望はありません。</p> <p>届出の日は、平成30年3月15日です。</p> <p>続きまして、2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届です。</p> <p>番号1番 申請人 別府市大字野田△番地 ○○○○、職業○○</p> <p>土地の区分は、市街化区域</p> <p>申請の土地は、大字野田字柄長△番△、畑（雑種地）△㎡</p> <p>場所は通称、野田△組、○○前になります。</p> <p>施設の概要は、自己住宅用地として木造二階建て△㎡、</p> <p>転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成30年3月8日です。</p> <p>3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届です。</p>

番号1番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字鶴見字荒巻△番地△ ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字宮ノ前△番 田(畑) △㎡ 外1筆 合計△㎡

場所は通称、火売△組△、○○から南東へ△m付近です。

施設の概要は、○○○○として現況のまま△㎡、転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成30年2月19日です。

番号2番

譲渡人 別府市大字北石垣△番地 持分3分の1 ○○○○ 外2名、職業○○

譲受人 別府市石垣東△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、石垣東△丁目△番△ 田(畑) △㎡

場所は通称、石垣東△丁目△番△号 ○○から北西へ△m付近です。

施設の概要は、駐車場用地として砂利敷き、△㎡ 転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成30年2月22日です。

番号3番

譲渡人 栃木県小山市城東△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

譲受人 大分市舞鶴町△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字南立石字板地△番 畑(畑) △㎡ 外2筆 合計△㎡

場所は通称板地△組、市宮向原住宅から南へ△m付近です。

施設の概要は、自己住宅用地として木造二階建て△㎡

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成30年3月6日です。

番号 4 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地の△ ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字南立石△番地の△ ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字馬場△番△ 田(畑) △㎡ 外 1 筆 合計△㎡

場所は通称馬場△組△、○○の東側になります。

施設の概要は、駐輪場用地として砂利敷き△㎡

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 3 月 7 日です。

番号 5 番

貸付人 別府市大字鶴見△番地の△ ○○○○、職業○○

借受人 別府市大字鶴見△番地の△ 持分 2 分の 1 ○○○○ 外 1 名、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字五反△番△ 畑(宅地) △㎡

場所は通称鶴見町△組△、○○から△m付近です。

施設の概要は、自己住宅用地として木造平屋建て△㎡

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 3 月 12 日です。

番号 6 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字南立石△番地の 1△ ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字祓川△番△ 田(畑) △㎡ 外 3 筆 合計△㎡

場所は通称小倉△組、○○から南へ 150m付近です。

施設の概要は、太陽光発電用地として太陽光パネル△枚、パワーコンディショナ△台等を設置する △㎡

転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成 30 年 3 月 23 日です。

番号 7 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字南立石△番地の△ ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字祓川△番 田 (畑) △㎡。

場所は通称小倉△組、○○から南へ△m付近です。

施設の概要は、太陽光発電用地として太陽光パネル△枚、パワーコンディショナ△台等を設置する △㎡

転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成 30 年 3 月 23 日です。

番号 8 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地の△ 持分 3 分の 2 ○○○○ 外 2 名、職業○○

譲受人 別府市大字南立石 1169 番地の 1 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字祓川△番△ 田 (畑) △㎡ 外 3 筆 合計△㎡

場所は通称小倉△組△、○○から南へ△m付近です。

施設の概要は、太陽光発電用地として太陽光パネル△枚、パワーコンディショナ△台等を設置する △㎡

転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成 30 年 3 月 23 日です。

以上です。

議 長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事項でございますので、ご了承下さい。</p> <p>追加で説明しますが、事務局の説明の中に同じ転用者がいましたが、先程議案 3 号で審議してもらったのは市街化調整区域、議案 4 号は市街化区域でした。</p>
久保委員	<p>はい、今回の太陽光発電計計画は延べ何㎡になるのですか。</p>
事務局	<p>延べ△㎡になります。</p>
議 長	<p>今の質問については以上です。</p> <p>次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借権の解約受理について」（合意解約）、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告第 1 号 1 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借権の解約受理について」（合意解約）です。</p> <p>番号 1 番 申請人の住所・氏名 賃貸人 別府市古市町△番△号 ○○○○ 賃借人 別府市古市町△番△号 ○○○○ 外 3 名 届出の土地は、大字内竈字北尾関△番 田（荒地）△㎡ 場所は古市、○○○の奥になります。 理由は賃貸人・賃借人の都合です。</p> <p>番号 2 番 申請人の住所・氏名 賃貸人 別府市内竈△組△ ○○○○、 賃借人 別府市大字内竈△の△番地 ○○○○ 外 3 名、 届出の土地は、大字内竈字宮尾△番 畑（畑）△㎡ 場所は○○の裏になります。 理由は賃貸人・賃借人の都合です。</p>

	<p>この2件の案件は永小作権と呼ばれている賃貸借権で、戦後の賃貸借は耕作をやめた後、農業委員会へ届け出なければ、解約できない契約になっているため、賃借人の法定相続人すべての合意が必要となっています。</p> <p>この2件につきましてはすべてそろえて提出頂いております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。</p> <p>最後に報告第2号「開発行為事前協議申入れ等に対する協議結果の報告について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号 開発行為事前協議申し入に対する協議結果の報告について 番号1番</p> <p>申請者の住所・氏名 大分市城東町△番△号 ○○○○ 開発区域 別府市大字鉄輪字木船△番地△ 外△筆 合計△㎡ 場所は鉄輪東△組、○○の西側になります。 都市計画区域は市街化区域 開発目的 未定です。</p> <p>事務局の所見 申請地は農地でないため意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。</p> <p>番号2番</p> <p>申請者の住所 大分市城東町△番△号 ○○○○ 開発区域 別府市大字鉄輪字木船△番△ 外8筆 合計 △㎡ 場所は鉄輪東△組、○○の西側になります。 都市計画区域は市街化区域 開発目的 未定です。</p> <p>事務局の所見 申請地は農地でないため意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。</p>

番号 3 番

申請者の住所 別府市北浜△丁目△番△号 ○○○○

開発区域 別府市大字鶴見字新貝△番△ 外 4 筆 △m²

場所は新別府△組△○○から南東へ△m付近です。

都市計画区域は市街化区域です。

開発目的 宅地分譲 8 区画

事務局の所見 申請地は農地を含むため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号 4 番

申請者の住所 大分市舞鶴町△丁目△番△号 ○○○○

開発区域 別府市大字南立石字板地△番 外 6 筆 △m²

場所は板地△組市宮向原住宅から南へ△m付近です。

都市計画区域は市街化区域

開発目的 太陽光発電として

事務局の所見 大字南立石字板地△番、△番地、△番△の 3 筆については平成 30 年 3 月 6 日、自己住宅用地として農地転用届を受理しています。しかし、これらの土地の本来の転用目的が太陽光発電であるならば、先般の転用を取消した上で、再度農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号 5 番

申請者の住所 大分市向原東△丁目△番地の△ ○○○○

開発区域 別府市大字内成字コガノハル△番△ 外 1 筆 △m²

場所は古賀原です。申請地は平成 27 年 11 月 11 日に非農地通知書を発行して

おります。

都市計画区域は市街化区域です。

開発目的 資材置き場として

事務局の所見 申請地は農地でないため意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号6番

申請者の住所 別府市大字鶴見△番地の△ ○○○○

開発区域 別府市大字鶴見△番△ 外4筆 △m²

場所は小倉△組△、○○から北へ△m付近です。

開発目的 地熱バイナリー発電として

事務局の所見 申請地は農地でないため意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

以上です。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。

最後に、その他ですが、私からの提案です。

2月総会の際に、当農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を決定いたしました。長野市長に対しまして、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進についての3年後の目標等を提示し、農業委員会として目標達成に向け邁進する姿勢を示したいと考えております。

皆様のご異議がなければ、指針を市長に手渡し協力を仰ぎたいと考えております。

皆様のお手元に農地等の利用の最適化の推進に関する指針があると思いま

	<p>す。これは、前回皆さんで協議した指針です。何らかの形で農業委員会の取組みをお伝えし、行政の協力を得たいと思いますが、この件につきまして、何かご意見があれば発言ください。</p>
<p>委員</p>	<p>意見なし</p>
<p>議長</p>	<p>別にご異議もないようですので、今月中旬を目途に農地等の利用の最適化の推進に関する指針を市長に提出いたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。</p>
<p>午後3時13分</p>	<p>上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。</p> <p>議長 _____ 会長 _____ 印</p> <p>署名委員 _____ 5 番 委 員 _____ 印</p> <p>署名委員 _____ 6 番 委 員 _____ 印</p>